

大規模な屋外広告物に関する事前協議について

大規模な屋外広告物は、周辺景観に与える影響が大きいことから、良好な景観を形成するために建築物や周辺景観と調和した良質な意匠となることが求められております。

そこで、「会津若松市景観計画」の景観形成基準において色彩等の制限を設けているほか、「会津若松市屋外広告物等に関する条例」の規定に基づき、許可申請書を提出する 30 日前までに事前協議を行う必要があります。また、事前協議の対象にならない場合であっても、屋外広告物を掲出する際には良好な景観となるよう配慮してください。


1. 対象となる区域

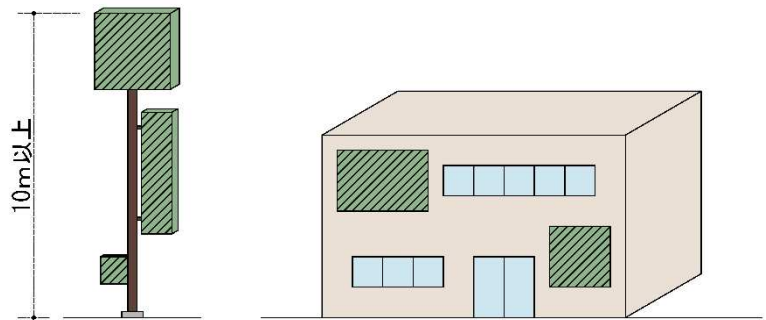
- ・市全域

2. 対象となる行為

- ・屋外広告物の表示、移転もしくは色彩の変更
- ・屋外広告物を掲出する物件の設置、改造、移設、修繕もしくは色彩の変更

3. 対象となる規模

- ・設置面からの高さが
10m以上のもの
- ・同一方向から見た1面の
表示面積が 15 m²以上のもの
(の合計が 15 m²以上のもの)



※事前協議では対象規模となった屋外広告物だけでなく、当該敷地にある他の屋外広告物や建築物などとの調和を考慮した計画にする必要があります。

4. 配慮事項

- ・四季を通して周辺の町並みや自然景観と調和した落ち着いた色彩とすること。
(支柱については、濃茶色または濃灰色を基調とすること。)
- ・使用する色彩については、彩度 10 以下とすること。
- ・必要以上の広告、図画等の表示を行わないこと。

5. 事前協議に必要な書類

- ・屋外広告物表示（設置）事前協議書（第7号様式）
- ・付近見取図及び配置図・・・ 広告物等を表示又は設置する場所及び周囲の状況が分かるもの
- ・各面の立面図（着色）・・・ 建築物に表示又は設置する場合、マンセル値を記載したもの
- ・意匠図（着色）・・・ マンセル値を記載したもの
- ・2方向以上の現況写真・・・ 行為地及び周囲の状況、建築物、道路等の状況が分かるもの

※事前協議書を提出する際には、別途会津若松市屋外広告物等に関する条例の許可基準に適合しているか、ご確認ください。